

(一社) 大分県建設業協会 会長 殿
大分県道路舗装協会 会長 殿
大分県電気工事業工業組合 会長 殿
大分県管工事共同組合連合会 会長 殿
(一社) 大分県法面協会 会長 殿
(一社) 大分県安全施設業協会 会長 殿
(一社) 大分県造園建設業協会 会長 殿
協同組合 大分県塗装工業会 会長 殿

大分県土木建築部
公共工事入札管理室長
(公印省略)

公共工事の最低制限価格等の改正について (お知らせ)

貴職におかれましては、平素から本県の土木建築行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成29年4月から、公共工事における入札事務の取扱を下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴傘下会員に対し、ご周知願います。

記

1. 最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準の改正について

公共工事における品質確保の担い手である労働者の賃金を適切に確保する観点から、次のとおり見直し、1%程度引上げます。

(1) 最低制限価格、低入札価格調査基準価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 9.7\%) + (\text{共通施設費} \times 9.0\%) + (\text{現場管理費} \times 9.0\%) + (\text{一般管理費等} \times 5.5\%)\}}{\text{設計額}} \times 1.08$$

(2) 適用範囲 (改正なし)

予定価格の7/10から9/10までの範囲

(3) 失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

2. 施行期日

平成29年4月11日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用

※改正後の「最低制限価格等の取扱い」及び「低入札価格調査実施要領」については、県庁ホームページからダウンロードできます。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（予定価格が3億円未満の場合に適用）及び低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上の場合に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

平成29年4月11日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1)「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
上記の合算額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

(2) 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（予定価格が3億円以上の場合に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

平成29年4月11日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

(注1) 「直接工事費×87%の額」、「その他経費×70%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の108を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。